

佐賀県人事委員会告示第二号

労働基準監督機関の職権を行使する県事務所の区分（平成十二年佐賀県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月十五日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

表の労働基準法別表第一の各号に掲げる事業の第十二号の項中「自治修習所  
消防学校 環境センター」を「消防学校 環境センター 図書館 博物館 九  
州陶磁文化館 美術館 名護屋城博物館 佐賀城本丸歴史館」に、「林業試験場  
教育センター 博物館 九州陶磁文化館 美術館 名護屋城博物館 佐賀城  
本丸歴史館」を「林業試験場 自治修習所 公文書館 教育センター」に改め、  
同表の労働基準法別表第一に掲げる事業以外の事業の項中「教育事務所 図書  
館」を「教育事務所」に改める。